

社会福祉法人わおわお福祉会 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わおわお福祉会の役員及び評議員の報酬等について定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償を支給することができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償はこれを支給しないものとする。

	報 酬 (日額)	実 費 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	5,000 円	1,000 円

2 役員及び評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償を支給することができる。

	報 酬 (日額)	実 費 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	5,000 円	1,000 円

3 第1項及び第2項にかかわらず、理事長が理事会または評議員会に出席したときは、報酬及び実費弁償は支給しないものとする。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び施設の運営のための業務にあたるに際して、別表1により月額報酬を支給することができる。ただし、月の途中において就任した、または退任した場合は、日割で計算して支給するものとする。

2 理事が、理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償を支給することができる。

3 監事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償を支給することができる。

(出張旅費)

第5条 役員が法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	10,000円	15,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支給することとするが、必要により事前に概算額を支給し、出張終了後精算することができる。
- 5 第1項にかかわらず、理事長が法人業務のため出張する場合は、報酬は支給しないものとする。

(職員兼務役員)

第6条 職員を兼務する役員は、職員としての業務を除く法人役員職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員報酬の総額)

第7条 第3条、第4条及び第5条で役員に対して支給する各年度の報酬の総額は、1人あたり200,000円を超えないものとする。

- 2 第1項にかかわらず、第3条、第4条及び第5条で理事長に対して支給する各年度の報酬の総額は、4,800,000円を超えないものとする。

(評議員報酬の総額)

第8条 第3条で評議員に対して支給する各年度の報酬の総額は、1人あたり30,000円を超えないものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より適用する。

別表1

名 称	月 額 報 酬
理 事 長 業 務 報 酬 (月 額)	400,000円

別表2

名 称	報 酬	実費弁償
理 事 業 務 報 酬 等 (日 額)	10,000円	1,000円
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日 額)	40,000円	1,000円

平成29年4月1日 制定

平成30年4月1日 改定